

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本公社の建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の取扱いについて、一般財団法人広島市都市整備公社契約規程（以下「契約規程」という。）その他の規程に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設コンサルタント業務等」及び「業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 地質調査業務
- (2) 測量業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 前項各号に掲げる業務は、その内容に応じた業務部門ごとに細分するものとし、その業務部門別の具体的な内容を例示すると、おおむね別表第1の右欄に掲げるとおりである。

3 この要綱において「業種」とは、別表第1の部門の欄に掲げるそれぞれの部門をいう。

4 この要綱において「営業所」とは、第1項第2号に掲げる業務にあつては測量法（昭和24年法律第188号）第55条の2に規定する営業所をいい、同項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務にあつては本店又は支店若しくは営業所等常時建設コンサルタント業務等の請負契約を締結する事務所をいう。

5 この要綱において「有資格業者」とは、契約規程第3条第1項及び第18条の規定により定める本公社の建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（第11条第2項及び第3項、第11条の3第1項並びに第44条第1項第5号を除き、以下「競争入札」という。）に参加することができる資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有すると理事長が認定している者をいう。

6 この要綱において「地元業者」とは、有資格業者のうち、主たる営業所（建設コンサルタント業務等を営む全ての営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいい、商業登記簿上の登記のみで、営業所としての実態を有していないものは含まない。以下「本店等」という。）を広島市の区域内に置く者をいう。

7 この要綱において「設計共同体」とは、特定の設計業務を履行することを目的として、現存する2以上の業者が、設計共同方式により当該設計業務に係る案件に限って結成する共同企業体をいう。

(秘密情報等の漏えいの禁止)

第3条 職員は、競争入札又は本公社の建設コンサルタント業務等に係る随意契約（以下「随意契約」という。）の見積に関して職務上知り得た秘密情報（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）第1条の2第9号に規定する秘密情報をいう。）を漏らしてはならない。

2 職員は、競争入札の執行又は随意契約に係る見積書の徴取の前に、職務上知り得た競争入札又は随意契約の見積に参加する業者に関する情報及びその参加する業者の数を漏らしてはならない。

第2章 競争入札参加資格

(競争入札参加資格の要件の設定)

第4条 競争入札に参加することができる者は、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている者とする。ただし、第11条第1項の規定により、本公社の競争入札参加資格を取り消された者で、本公社の競争入札に参加することができない期間を経過しないものを除くものとする。また、建設コンサルタント業務等の競争入札に参加することができる者の資格（以下「競争入札参加資格」という。）に係る要件は、契約規程第3条第1項及び第2項に定める事項のほか、次に掲げるところにより設定するものとする。

- (1) 競争入札に参加しようとする業種が第2条第1項第2号に掲げる業務である場合は、測量法第55条の規定に基づく登録を受けていること。

- (2) 競争入札に参加しようとする業種が第2条第1項第4号に掲げる業務のうち建築一般の場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく登録を受けていること。
 - (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定は、契約規程第18条において準用する場合も同様とする。この場合において、前項中「契約規程第3条第1項及び第2項」とあるのは「契約規程第18条において準用する契約規程第3条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

第5条～第10条 削除

（競争入札参加資格の取消し）

- 第11条 理事長は、第4条に規定する資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、競争入札参加資格を取り消すものとする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は契約規程第3条第2項各号（契約規程第18条において準用する場合を含む。第11条の3において同じ。）のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第4条第1項第1号又は第2号に規定する業種に必要な登録を有しないこととなったことを知りながら、当該業務に係る本公社建設コンサルタント等業務の競争入札又は契約規程第22条第1号から第6号の規定による随意契約の見積りの参加者となり、又は同条第7号及び第10号から第14号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになったとき。
 - (3) 競争入札参加資格の辞退の申出があったとき。
- 2 理事長は、前項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、当該業者に対して書面によりその旨を通知するものとする。ただし、有資格業者（第4条の規定により競争入札に参加できる者をいう。以下同じ。）から前項第3号の申出があったときは、この限りでない。
- 3 競争入札参加資格を取り消す場合において、第1項第1号及び第2号の規定に基づく取消しにあっては、取消決定した日から3年間、同項第3号の規定に基づく取消しにあっては、辞退の申出があった日から当該競争入札参加資格の有効期間の満了の日までの間、本公社の競争入札に参加できないものとする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。
- 4 競争入札参加資格の取消しは、原則として競争入札参加資格を有するすべての業種を対象とする。ただし、第1項第3号の規定による取消しにあっては、競争入札参加資格の認定の辞退の申出のあった業務とする。
- 5 前各項の規定は、契約規程第18条において準用する場合について準用する。この場合において、第1項中「契約規程第3条」とあるのは、「契約規程第18条において準用する契約規程第3条」と読み替えるものとする。

第11条の2 削除

（無資格業者への準用）

- 第11条の3 競争入札参加資格を有しない業者（以下「無資格業者」という。）が、契約規程第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合の手続きについては、第11条に規定する競争入札参加資格の取消しの手続きを準用する。
- 2 理事長は、本公社の競争入札に参加させないこととされた無資格業者で、本公社の競争入札に参加することができない期間を経過しない者（以下「入札参加させない無資格業者」という。）が、本公社の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ理事長の承認を受けたときは、この限りではない。
- 3 理事長は、本公社の契約において、全部又は一部を下請負し、若しくは受任した入札参加させない無資格業者以外の者が、入札参加させない無資格業者に再委任又は再下請負することを承認してはならない。

第12条 削除

第3章 一般競争入札

(入札方式及び対象業務)

第13条 一般競争入札の方式は、入札後資格確認型とする。ただし、その他理事長が入札後資格確認型の方式によらないで一般競争入札により契約の相手方を決定しようとすることを認めた発注業務にあつては、この限りでない。

2 一般競争入札の対象となる建設コンサルタント業務等は、原則として、1件当たりの予定価格が100万円を超えるものとする。

(入札公表)

第14条 理事長は、一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、一般競争入札の入札期日から起算して、第38条第1項及び第2項の規定に基づき設定する見積期間の日数前までに公表するものとする。

2 前項の公表は、発注業務ごとに、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務場所
- (3) 業務概要及び委託期間
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合において落札者等を決定するためのくじ引を行うに当たって、原則として、該当者にくじを引かせる方法によるものにあつては、その旨
- (5) 入札参加条件（その一般競争入札に参加することができる有資格業者の条件をいう。以下同じ。）に関すること。
- (6) 入札説明書の交付に関すること。
- (7) 入札書等の受付期間に関すること。
- (8) 設計書、設計図等の閲覧及び複製をすることができる期間並びに当該設計書、設計図等の記載内容等に関し理事長に質問をすることができる期間等に関すること。
- (9) 開札執行の日時及び場所並びに入札回数等入札手続に関すること。
- (10) 第5号において定める入札参加条件に適合する資格（以下この条から第25条までにおいて「個別参加資格」という。）の確認申請に関すること。
- (11) 個別参加資格の確認結果及びその一般競争入札の結果の通知に関すること。
- (12) その一般競争入札の中止に関すること。
- (13) その一般競争入札の無効に関すること。
- (14) 入札後資格確認型一般競争入札に付する発注業務である旨
- (15) 入札後資格確認型一般競争入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (16) 入札保証金及び契約保証金に関すること。
- (17) 業務担当課、契約担当課及び入札担当課の名称、所在地及び電話番号に関すること。
- (18) その他入札に関して必要となる事項

3 前項第4号に掲げる事項は、第40条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注業務に限り、公表する。

4 第2項第14号及び第15号に掲げる事項は、入札後資格確認型一般競争入札に付する発注業務に限り、公表する。

(入札後資格確認型一般競争入札に係る入札参加条件の設定)

第15条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、発注業務ごとに、入札参加条件を定めることができる。

2 前項の規定による発注業務ごとの入札参加条件については、次の各号に定めるところにより設定するものとする。

- (1) 当該業務に対応する業種について、当該発注業務の公表の日現在において又は開札（第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあつては、同条第4項に規定する開札。以下この章において同じ。）の時までに、その年度の資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 当該発注業務の公表の日現在から開札までの間において、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）

の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

- (4) 広島市の区域内に営業所を有する者であること。
- (5) 当該業務の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、当該業務の履行に際して必要と認める次に掲げる事項について、発注業務ごとに決定する条件を満たす者であること。
 - ア 当該業務が測量業者の登録又は建築士事務所の登録を要する場合は、その登録
 - イ 業務の履行実績
 - ウ 当該業務に係る配置予定技術者の資格及び経験
 - エ その他必要と認める事項
- (6) 当該発注業務に係る入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする他の有資格業者のうちに、人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者（人的関係又は資本関係を介して、複合的に連鎖している者を含む。）として経営管理部長が別に定める者に該当するものがないこと。
- (7) その入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする日において、第28条第1号及び第2号イからオまでの規定により通常型指名競争入札に参加することができる者（以下「指名業者」という。）として選定することができない者でないこと。
- (8) 当該業務を受注したならば、下請契約等（指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の相手方となることを理事長が承認してはならない者（第44条第1項の規定により、下請契約等の相手方とすることを、理事長が承認してはならない者をいう。同条を除き、以下同じ。）が当該業務の全部又は一部（理事長が承認してはならない期間に係るものに限る。）に係る下請契約等の相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- (9) 当該業務を受注したならば、当該業務を履行するために行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理人若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- (10) 第40条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注業務にあっては、第17条第2項の規定により再度の入札に付することとなった場合において、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者は、当該再度の入札に参加することができないこと。
- (11) その他理事長が特に必要と認める事項

3 第2項第4号に規定する条件については、理事長が特に必要と認めるときは、地元業者であることとすることができる。

4 第2項第4号に規定する条件については、これによりがたいときは、適用しないことができる。

5 理事長は、第1項の規定により、発注業務ごとに、その競争入札に係る入札参加条件を設定したときは、それぞれの発注業務の公表において明記するものとする。

（入札後資格確認型一般競争入札における入札書の提出方法等）

第16条 入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする者は、その発注業務の公表に記載する期間（次条第2項に規定する再度の入札に付した場合にあっては、同条第4項に掲げる通知に記載する期間内）に、入札書を提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書の提出に当たっては、積算内訳書を併せて提出しなければならない。

3 前2項の規定により提出された入札書及び積算内訳書は、撤回し、又は差し替えることができないものとし、入札後資格確認型一般競争入札に参加した有資格業者（以下この章及び第7章において「入札参加者」という。）が、入札書又は積算内訳書のいずれかを、その発注業務の公表に記載した入札書受付期間又は添付書類受付期間内に提出しなかった場合は、当該入札参加者がした入札を無効とする。

（入札後資格確認型一般競争入札における入札書の開札及び再度入札等）

第17条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札において入札参加者から提出のあった入札書を、その発注業務の公表に記載した開札日時に開札する。

- 2 理事長は、前項の規定により開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札（第40条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注業務にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、1回に限り、直ちに、再度の入札に付することができる。この場合において、その発注業務に関して定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 前項の規定により再度の入札に付する場合において、第40条の2第1項の規定により最低制限価格を設定する発注業務にあっては、初度の入札において最低制限価格に満たない価格をもって入札をした入札参加者は、当該再度の入札に参加することができない。
- 4 第2項の再度の入札の開札は、当該再度の入札に付する旨を初度の入札の入札参加者（前項の規定に該当する入札参加者を除く。）に対し通知する際に設定した開札日時に行うものとする。

（入札後資格確認型一般競争入札における落札決定の保留）

第18条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札の開札を行った結果、形式上の不備がなく、有効な入札をした入札参加者がいると認めた場合は、当該入札参加者が、その発注業務に関し設定した個別参加資格を有しているかどうかの確認（第3項第1号に掲げる発注業務にあっては、その者の入札価格によっては当該発注業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査を含む。以下この条から第23条までにおいて「個別参加資格の確認」という。）を行うため、落札決定の判断を保留するものとする。

- 2 前項に掲げる形式上の不備に該当するかどうかは、経営管理部長が別に定めるところに基づき、判断するものとする。
- 3 第1項の規定により落札決定の判断を保留する際には、入札参加者のうち、次の各号に掲げる発注業務の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「最低価格入札者」という。）を個別参加資格の確認を行う入札参加者として指定するものとする。
 - (1) 第40条第1項の規定により低入札価格調査基準価格を設定した発注業務 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした入札参加者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの
 - (2) 第40条の2第1項の規定により最低制限価格を設定した発注業務 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした入札参加者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの
- 4 前項第1号又は第2号に掲げる最低の価格をもって入札をした入札参加者が2者以上ある場合は、これらの者にくじを引かせる方法によるくじ引を行い、順番を決定した上で、第1順位となった者を最低価格入札者とする。

（入札後資格確認型一般競争入札における一般競争入札参加資格確認申請書の提出）

第19条 最低価格入札者は、入札後資格確認型一般競争入札の開札の後、所定の期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（第18条第3項第1号に掲げる発注業務において、その者が第40条第1項に規定する低入札価格調査基準価格に満たない価格をもって入札をした場合にあっては、一般競争入札参加資格確認申請書及び低入札価格調査報告書）（次条において「資格確認申請書」という。）を理事長に提出し、個別参加資格を有するかどうかの確認を受けなければならない。

（入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格の確認）

第20条 理事長は、最低価格入札者に対する個別参加資格の確認を、その発注業務の公表に記載した開札日時（第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあっては、同条第4項に規定する開札日時）を基準として、資格確認申請書に基づき、行うものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による個別参加資格の確認の結果、最低価格入札者が個別参加資格を有しない等と認めた場合は、第18条第3項第1号又は第2号に掲げる有効な入札をした入札参加者のうち、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をしたもの（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると明らかに認められる者を除く。以下「次順位価格入札者」という。）に関し、資格確認申請書を徴した上で、前項の規定に準じ、個別参加資格の確認を行うものとする。ただし、同条第4項の規定によりくじ引を行った発注業務にあっては、くじ引の結果最低入札価格者の次の順位となった者を次順位価格入札者とする。
- 3 前項本文の場合において、同項に掲げる最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした入札参加者が2者以上あるときの次順位価格入札者の決定については、第18条第4項の規定を準用する。

4 理事長は、第2項本文の規定による個別参加資格の確認の結果、次順位価格入札者が個別参加資格を有しない等と認められた場合は、最低価格入札者及び次順位価格入札者以外の有効な入札をした入札参加者（契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると明らかに認められる者を除く。）に対し、次のいずれかに掲げるところにより、個別参加資格を有する者等を確認するまで、資格確認申請書を徴した上で、第1項の規定に準じ、個別参加資格の確認を行うものとする。

(1) 第18条第4項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりくじ引を行っている場合

ア 次順位価格入札者の次の順位の者がいるとき 当該次の順位の者から順番に順次

イ アに掲げる者がいないとき又はアに掲げる者全てについて個別参加資格を有しない等と認められたとき 次号のア又はイのいずれか該当するものに掲げるところによる。

(2) 前号に規定するくじ引を行っていない場合又は前号イに該当することとなった場合

ア 第18条第3項第1号に掲げる発注業務のとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札をしたものから価格順に順次（同価の入札をした者が2者以上ある場合は、第18条第4項に規定する方法によるくじ引を行い、個別参加資格の確認を行う順番を決定する。イにおいて同じ。）

イ 第18条第3項第2号に掲げる発注業務のとき 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、次順位価格入札者の次に低い価格をもって入札をしたものから価格順に順次

（開札後の入札無効）

第20条の2 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札の入札参加者が、当該発注業務の開札の後、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とする。

(1) 当該業務に対応する業種に関し、第11条第1項に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。

(2) 指名停止措置を受けることとなったとき。

(3) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、個別参加資格を有しなくなったとき（当該発注業務以外の発注業務に係る競争入札において第28条第2号エに該当することとなる前に、当該発注業務に係る入札後資格確認型一般競争入札において個別参加資格を有するとの確認を受けている場合を除く。）又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

（入札後資格確認型一般競争入札における落札決定）

第21条 理事長は、個別参加資格の確認を行った結果、次の各号に掲げる発注業務の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当したときは、当該発注業務の落札決定を行うものとする。

(1) 第18条第3項第1号に掲げる発注業務 個別参加資格を有し、かつ、当該発注業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められない入札参加者がいると確認した場合

(2) 第18条第3項第2号に掲げる発注業務 個別参加資格を有する入札参加者がいると確認した場合

（入札後資格確認型一般競争入札における入札参加資格確認結果等の通知）

第22条 理事長は、前条の規定により落札決定を行った場合は、その発注業務の入札参加者に対し、個別参加資格の確認の結果及び入札結果を通知するものとする。

2 理事長は、個別参加資格の確認を行った結果、個別参加資格を有しないと認められた入札参加者等に対しては、その理由を通知するものとする。

（予定価格等の事後公表）

第22条の2 理事長は、第21の条規定による落札決定後、予定価格及び第40条第1項に規定する低入札価格調査基準価格（第40条の2第1項の規定により最低制限価格を設定した発注業務にあっては、予定価格及び最低制限価格）並びにその契約金額等を公表するものとする。

2 前項の規定による公表については、経営管理部長が別に定める。

（入札後資格確認型一般競争入札の中止）

第23条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札に付した発注業務において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その入札後資格確認型一般競争入札を中止するものとする。

- (1) 開札を行った結果、入札参加者がいなかったとき、又は入札参加者があったときにおいて有効な入札をした者がいなかったとき。
 - (2) 第20条第1項、第2項本文又は第4項の規定による個別参加資格の確認を行った結果、個別参加資格を有する入札参加者等がいると確認することができなかつたとき。
 - (3) その他理事長が当該発注業務に係る入札後資格確認型一般競争入札を中止しなければならない事情があると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定に基づき入札後資格確認型一般競争入札を中止した場合において、当該入札後資格確認型一般競争入札を中止した旨を公表するとともに、入札参加者がいる場合は、当該入札参加者に対し通知するものとする。
- (中止案件の再度手続)
- 第24条 理事長は、前条第1項の規定により入札後資格確認型一般競争入札を中止した場合において、その発注業務に関し、改めて契約の相手方を決定する必要があるときは、原則として、再度、入札後資格確認型一般競争入札に付するものとする。
- (手続の特例)
- 第25条 第19条及び第20条の規定にかかわらず、理事長は、必要と認める場合には、その発注業務の全ての入札参加者に対し、一般競争入札参加資格確認申請書を提出させて、個別参加資格を有しているかどうかの確認を行うことができる。

第4章 指名競争入札

(入札方式及び対象業務)

- 第26条 指名競争入札の方式は、通常型とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これ以外の方式を採用することができる。
- 2 通常型指名競争入札の対象とする建設コンサルタント業務等は、次のいずれかに該当する業務であるものとする。
- (1) 特別な技術を要し、履行可能な者が極めて限定される業務
 - (2) その他理事長が特に必要と認める業務
- 3 理事長は、入札後資格確認型の方式以外の方式による一般競争入札を中止した場合において、その発注業務に関し、改めて契約の相手方を決定する必要があるときは、通常型指名競争入札に付することができる。

(通常型指名競争入札)

- 第27条 理事長は、通常型指名競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、発注業務ごとに、当該業務に対応する業種に係る有資格業者の中から指名業者を選定するものとする。

(指名基準)

- 第28条 理事長は、前条の規定により指名業者を選定するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納付状況
広島市税並びに消費税及び地方消費税について滞納がない旨の納税証明書（証明年月日が指名通知日から3か月前の日以降のものに限る。）が提出することができない者は選定しないこと。
 - (2) 不正又は不誠実な行為等の有無
 - ア 指名停止措置を受けている者は選定しないこと。
 - イ 明らかに法令等に抵触するおそれのある者であつて、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本公社の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められるものは選定しないこと。
 - ウ 広島市の企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本公社の契約の相手方として不適當であると認められる者は選定しないこと。
 - エ 指名通知日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかつたことにより入札無効となつた者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となつた者は選定しないこと。
 - オ 本公社に対する債務の履行の見込みがないと認められる者は選定しないこと。

(3) 経営状況

会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者又は手形若しくは小切手の不渡り若しくは手形交換所による取引停止処分があった事実、銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実等があり、経営状況が健全でないと判断される者は選定しないこと。

(4) 当該業務に対する地理的条件

原則として、広島市の区域内に営業所を有する有資格業者とし、地元業者は積極的に指名すること。

(5) 手持ち業務及び技術者の状況

手持ち業務の状況や技術者の配置状況から見て、当該業務の履行に必要な技術者を確保し得る者かどうかを総合的に勘案すること。

(6) 当該業務に対する技術的適性

当該業務と同等程度以上と認められる技術的水準や作業条件下での履行実績がある者かどうかを総合的に勘案すること。

(7) 安全管理の状況

本公社発注業務について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められる者は選定しないこと。

(優先指名)

第29条 理事長は、第27条の規定により通常型指名競争入札に参加することができる者を選定するときは、次の各号のいずれかに該当する者については、他に優先して指名業者として選定することができる。

- (1) 一般競争入札を中止したことに伴い、通常型指名競争入札に移行した場合における当該一般競争入札に参加した有資格業者（一般財団法人広島市都市整備公社発注契約に係る談合情報対応マニュアルに規定する手続に伴い一般競争入札を中止した場合を除く。）
- (2) 地元業者であって中小企業者
- (3) その他理事長が特に必要と認める者

(指名業者数)

第30条 理事長は、第27条の規定により指名業者を選定する場合は、次の表の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める業者数を確保するものとする。ただし、選定後において、第28条第1号に該当する者であることが判明したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

設 計 金 額		指 名 業 者 数
1, 0 0 0 万円未満		6 者以上
1, 0 0 0 万円以上	2, 0 0 0 万円未満	8 者以上
2, 0 0 0 万円以上		1 0 者以上

(指名通知)

第31条 理事長は、通常型指名競争入札に係る指名業者を決定した場合は、速やかに当該業者に対して、入札指名通知書により指名の通知を行うものとする。

2 前項の指名の通知の際には、契約規程第19条第2項の規定により、第14条第2項各号（第8号、第11号及び第12号を除く。）に掲げる事項を併せて通知するものとする。

3 第14条第3項の規定は、通常型指名競争入札の場合について準用する。この場合において、同項中「公表する」とあるのは、「第31条第1項の指名の際に通知する」と読み替えるものとする。

(指名業者としての当該発注業務に係る通常型指名競争入札参加資格の喪失)

第32条 前条の規定により発注業務に係る指名業者としての通知を受けた者が、指名通知の後、開札（第32条の3第2項において準用する第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合）あつては、第32条の3第2項において準用する第17条第4項の規定による開札。第32条の4及び

第32条の5において同じ。)までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該発注業務に係る通常型指名競争入札に参加することができない。

- (1) 当該業務に対応する業種について、第11条に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。
- (2) 指名停止措置を受けることとなったとき。
- (3) 第28条第2号、第3号及び第7号において指名業者として選定しないこととしている者のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 当該業務を受注したならば、下請契約等の当事者となることを理事長が承認してはならない者を、当該業務の全部又は一部(理事長が承認してはならない期間に係るものに限る。)に係る下請契約等の当事者とし、又はしようとしていると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、指名業者として選定した条件を満たさなくなったとき又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

2 前項の場合において、理事長は、その者に対して、その発注業務に係る通常型指名競争入札に参加することができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(通常型指名競争入札における入札書の提出方法等)

第32条の2 通常型指名競争入札における入札書の提出方法等は、第16条に定めるところに準じ、行うものとする。

(通常指名競争入札における入札書の開札及び再度入札)

第32条の3 理事長は、通所が他指名競争入札において指名業者から提出のあった入札書を、その発注業務の指名の通知の際に指定した開札日時に開札する。

2 第17条第2項から第4項までの規定は、通常型指名競争入札の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第32条の3第1項」と、同条第3項中「入札参加者」とあるのは「指名業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(通常型指名競争入札の中止)

第32条の4 理事長は、通常型指名競争入札に付した発注業務において、指名業者のうち当該通常型指名競争入札への参加を予定するものが2者に満たなくなったときは、これを中止することができる。

2 前項に規定するほか、理事長は、通常型指名競争入札に付した発注業務において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その通常型指名競争入札を中止するものとする。

- (1) 開札を行った結果、有効な入札をした指名業者がいなかったとき。
- (2) その他理事長が当該発注業務に係る通常型指名競争入札を中止しなければならない事情があると認めたとき。

3 理事長は、前2項の規定に基づき通常型指名競争入札を中止した場合において、当該通常型指名競争入札への参加を予定していた指名業者又は当該通常型指名競争入札に参加した指名業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(開札後の入札無効)

第32条の5 理事長は、入札参加者が、その発注業務の開札の後、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とするものとする。

- (1) 当該業務に対応する業種に関し、第11条に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。
- (2) 指名停止措置を受けることとなったとき。
- (3) 第28条第2号(エを除く。)、第3号及び第7号において指名業者として選定しないこととしている者のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 当該業務を受注したならば、下請契約等の当事者となることを理事長が承認してはならない者を、当該業務の全部又は一部(理事長が承認してはならない期間に係るものに限る。)に係る下請契約等の当事者とし、又はしようとしていると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、指名業者として選定した条件を満たさなくなったとき又は入札に関する条件に違反することとなったとき。

(落札決定)

第32条の6 通常型指名競争入札における落札者の決定は、第18条第3項(第20条第3項におい

て準用する場合を含む。)、第20条第2項及び第4項(これらの項において準ずるものとされる同条第1項の規定に係る部分を除く。)並びに第21条に規定する手続に準じ、行うものとする。

(予定価格等の事後公表)

第32条の7 第22条の2の規定は、通常型指名競争入札について準用する。この場合において同条第1項中「第21条」とあるのは、「第32条の6」と読み替えるものとする。

第5章 設計共同体

(設計共同体による競争入札)

第33条 理事長は、設計共同体による円滑かつ確実な履行を図ることができ、地元業者への技術移転が可能な大規模業務については、設計共同体による競争入札に付することができる。

(共同企業体による競争入札の取扱い)

第34条 前条に規定する設計共同体に発注する業務その他設計共同体による競争入札の取扱いについては、経営管理部長が別に定める。

第6章 プロポーザル方式又はコンペ方式

(対象業務)

第35条 プロポーザル方式又はコンペ方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するものうちから、理事長が、当該方式の対象として妥当であると認めた業務とする。

- (1) 芸術性、創造性が求められるもの
- (2) 高度な専門知識又は技術を要するもの
- (3) 業務の遂行に当たり、特別な配慮が必要とされるもの
- (4) その他プロポーザル方式又はコンペ方式の対象とすることが適当であると認められるもの

(審査委員会)

第36条 プロポーザル方式又はコンペ方式により設計者の選定を厳正かつ公平に行うため、対象発注業務ごとに審査委員会を置く。

2 前項の審査委員会の所掌事務その他必要な事項は、別に定める。

第7章 補則

(選定委員会の設置)

第37条 競争入札に参加することができる者を適正に確認し、又は選定するため、一般財団法人広島市都市整備公社建設コンサルタント業務等競争入札参加者選定等委員会(次項において「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会の所掌事務その他必要な事項は、別に定める。

(見積期間)

第38条 理事長は、第13条第2項の規定により一般競争入札に付する場合にあっては第14条の規定により公表をした日の翌日から入札期間の末日までの間に、第27条第1項の規定により通常型指名競争入札に付する場合にあっては第31条の規定により指名の通知をした日の翌日から入札期間の末日までの間に、原則として、次の表の左欄に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる見積期間を設けるものとする。この場合において、休日(一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第1項各号に掲げる日をいう。)及び理事長が別に定める日(第43条第2項において「休日等」という。)は期間に算入しないものとする。

入 札 方 式	見 積 期 間
一般競争入札	10日以上
通常型指名競争入札	7日以上

2 理事長は、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、見積期間を、一般競争入札に付する場合にあっては5日以内に限り、通常型指名競争入札に付する場合にあっては3日以内に限り、それぞれ短縮することができる。

(予定価格の設定)

第39条 理事長は、発注業務に関し、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において

は、当該業務の設計金額を基として、当該発注業務に係る予定価格を適正に定めなければならない。

2 前項の予定価格の設定に当たっては、正当な理由なく設計金額の一部を減額してはならない。

(調査基準価格の設定)

第40条 理事長は、次条第1項の規定により最低制限価格を設定する業務以外の業務を発注するに当たって、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断する基準として、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとする。

2 調査基準価格は、次の算式により得た額とする。

調査基準価格（円）＝調査基準価格基準額×偶発値×108/100

3 前項の調査基準価格基準額は、別表第2の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる算式を基礎として算定するものとし、その額は、当該業務の予定価格に10分の8（地質調査業務にあつては、10分の8.5）を乗じて得た額から当該業務の予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては、3分の2）を乗じて得た額までの範囲内において、定めるものとする。

4 第2項の算式中の偶発値とは、発注業務ごとに、調査基準価格としての意義を損なわないよう考慮した上で、理事長が一の値を偶然的に発生させ、定める数値をいう。

5 一の業務が、別表第2の左欄に掲げる業務の区分のうち、異なる2以上の区分に係る業務（以下この項において「区分業務」という。）から構成されるものである場合の前3項の規定の適用に当たっては、当該区分業務ごとに第2項から第4項までの規定により額を算定するものとし、これらの額を合算した額をもって当該業務の調査基準価格基準額とする。

6 第1項の規定に基づき調査基準価格を設けた場合において、当該調査基準価格に満たない価格の入札が行われたときは、理事長は、別に定める総額失格基準により算定する額及び基本的判断基準と照らし合わせ、その発注業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査をするものとする。

7 発注業務ごとの第4項の偶発値及び前項の総額失格基準による算定額（その基礎となる額を含む。）は、公表しない。

8 第6項の調査の結果、理事長は、その発注業務に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときにあつては最低価格入札者（第18条第3項第1号（第32条の5において準ずる場合を含む。）に掲げる者その他これに相当する者に限る。）を落札者とし、そのおそれがあると認められるときにあつては一般財団法人広島市都市整備公社建設工事等競争入札調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）に付議するものとする。

9 前項の規定により付議された発注業務に関し調査委員会が調査を行った結果、当該発注業務に係る契約の内容に適合した履行がされないと判断された場合には、前項の最低価格入札者を落札者とせず、次順位価格入札者又は第20条第4項に掲げる入札参加者（第32条の6において準ずる場合の指名業者を含む。（いずれも第18条第3項第1号（第32条の6において準ずる場合を含む。）に係る者その他これらに相当する者に限る。）を落札者とする。この場合において、これらの者に係る入札の価格が調査基準価格に満たないときには、同様の調査手続を経るものとする。

10 調査委員会の設置、所掌事務その他必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

(最低制限価格の設定)

第40条の2 理事長は、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、最低制限価格を設定するものとする。

2 前項の最低制限価格は、次の算式により得た額（1円未満の端数は切捨て）とする。

最低制限価格（円）＝最低制限価格基準額×偶発値×108/100

3 前項の最低制限価格基準額は、別表第3の左欄に掲げる業務の区分（地質調査業務を除く。）に応じ、同表の右欄に掲げる算式により得た額とする。ただし、その額が、当該業務の予定価格に108分の80を乗じて得た額を超える場合にあつては当該業務の予定価格に108分の80を乗じて得た額とし、当該業務の予定価格に108分の60を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該業務の予定価格に108分の60を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、地質調査業務に係る第2項の最低制限価格基準額の算定について準用する。この場合において、前項ただし書中「108分の80」とあるのは「108分の85」と、「108分の60」

- とあるのは「108分の100を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
- 5 第2項の算式中の偶発値とは、発注業務ごとに、最低制限価格としての意義を損なわないよう考慮した上で、理事長が一の値を偶発的に発生させ、定める数値をいい、公表しない。
 - 6 一の業務が、別表第3の左欄に掲げる業務の区分のうち、異なる2以上の区分に係る業務（以下この項において「区分業務」という。）から構成されるものである場合の前3項の規定の適用に当たっては、当該区分業務ごとにこれらの規定により額を算定するものとし、これらの額を合算した額をもって当該業務の最低制限価格基準額とする。
 - 7 最低制限価格を設定した場合において、当該最低制限価格に満たない価格の入札が行われたときは、理事長は、当該入札をした者を落札者とせず、第21条第2号に掲げる者その他これに相当する者を落札者とする。

第41条 削除

（入札参加の辞退）

- 第42条 第17条第1項又は第32条の3第1項の規定により競争入札の開札行った場合において、第17条第2項（第32条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により再度の入札に付したときに、初度の入札に参加した入札参加者又は指名業者で、当該再度の入札への参加を辞退したいものは、理事長の指定する期間内に、理事長の指示する方法により当該再度の入札への参加を辞退することができる。
- 2 前項に規定するほか、第31条第1項の通知を受けた指名業者で、その通常型指名競争入札への参加を辞退したいものは、理事長の指定する期間内に、理事長の指示する方法により当該通常型指名競争入札への参加を辞退することができる。

（随意契約）

- 第43条 契約規程第22条第1号から第7号、及び第10号から第14号までの規定により随意契約による場合の業者選定については第27条、第28条（第1号を除く。）及び第32条の規定を、予定価格の設定については第39条の規定を、見積合わせへの参加の通知を受けた有資格業者の辞退については前条第2項の規定を、見積合わせの中止については第32条の4の規定をそれぞれ準用する。
- 2 前項の規定により随意契約による場合は、見積参加の通知をした日の翌日から見積日の前日までの間に、3日以上の見積期間を設けなければならない。この場合において、原則として休日等は期間に算入しないものとする。
 - 3 契約規程第22条第1号から第6号の規定により随意契約による場合においては、見積参加者を原則として3者以上選定するものとする。
 - 4 前項の規定により随意契約による場合の見積回数については、初度・再度を合わせて3回を限度とする。

（下請負等の承認の禁止等）

- 第44条 理事長は、本公社の契約において、業務の受注者が、次の各号のいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方とすることを承認してはならない。ただし、第8号に該当する者を除き、やむを得ない事由があると認められるものについては、この限りでない。
- (1) 測量法第57条第1項又は第2項の規定による測量業者の登録の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から2年を経過し、再度測量業者の登録を受けたものを除く。）（第8号に該当する者を除く。）
 - (2) 測量法第57条第2項の規定による営業停止の処分を受けた者で、当該営業停止の期間を経過しないもの（第8号に該当する者を除く。）
 - (3) 建築士法第26条第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の取消しの処分を受けた者（当該取消しの日から5年を経過し、再度建築士事務所の登録を受けたものを除く。）（第8号に該当する者を除く。）
 - (4) 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖の処分を受けた者で、当該建築士事務所の閉鎖の期間を経過しないもの（第8号に該当する者を除く。）
 - (5) 第11条の規定その他これらに類する本公社の要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本公社の建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指

名競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者で、本公社の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができない期間を経過しないもの（第8号に該当する者を除く。）

(6) 指名停止措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの（第8号に該当する者を除く。）

(7) 第11条の3の規定その他これらに類する本公社の要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本公社の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができないとされた無資格業者で、本公社の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができない期間を経過しないもの（次号に該当する者を除く。）

(8) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第2項に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団経営支配法人等（同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）、被公表者経営支配法人等（同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。）又は暴力団関係者（同条第5項に規定する暴力団関係者をいう。）である者

(9) その発注業務に係る指名競争入札に参加した者のうち、受注者以外のもの（当該競争入札にいったん参加した後、開札（第32条の3第2項において準用する第17条第2項の規定により再度の入札に付した場合にあっては、同条第4項の規定による開札）までの間に辞退した者を含む。）

(10) その他競争入札に参加することができないとされた者（第28条第2号ウ又はエに該当する者を除く。）で、競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

2 前項第1号及び第2号の規定は、業務の受注者が下請契約等により行わせる予定である一部の業務が測量業（測量法第10条の2に規定する測量業をいう。）に係るものである場合に限り、適用する。

3 第1項第3号及び第4号の規定は、業務の受注者が下請契約等により行わせる予定である一部の業務が設計等（建築士法第23条第1項に規定する設計等をいう。）に係るものである場合に限り、適用する。

4 理事長は、業務の受注者に対し、第1項第8号に該当する者を、当該業務の元請け契約に基づいて行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、請負契約上において、必要な措置を講ずることを求めることができる。

（消費税等の取扱い）

第44条の2 第13条第2項、第30条及び別表第3に規定する金額には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

（委任規定）

第45条 この要綱に定めるもののほか、競争入札及び随意契約の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業務分野別の部門及び部門別業務内容の例示

分野	部 門	部門別業務内容の例示（又は分野の定義）
地質調査業務		地質又は土質について調査及び計測し、並びに解析及び判定することにより行う、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務
	地質調査	土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務
測量		土木又は建築工事に関する測量（測量法第3条の測量をいう。）
	測量一般	測量（地図の調製又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）
	地図の調製	測量の成果を用いて行う地図の作成
	航空測量	航空機等を使用して空中から行う測量
土木関係建設コンサルタント業務		土木に関する工事の設計若しくは監理並びに土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言
	河川・砂防及び海岸・海洋	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）砂防（地すべり防止を含む。）若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理
	港湾及び空港	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用のダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理
	鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水道	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理
	下水道	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理
	農業土木	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	水産土木	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計若しくは監理
	廃棄物	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理に関する工事の設計若しくは監理
	造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理

都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
地質	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案若しくは助言
土質及び基礎	事業別の部門に係る土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案
鋼構造及びコンクリート	事業別の部門に係る鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
トンネル	事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
施工計画・施工設備及び積算	事業別の部門の工事实施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事实施の監理又は工事实施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
建設環境	上記「上水道及び工業用水道」から「水産土木」までを除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理
機械	事業別の部門の工事实施のための機械の調査若しくは設計又は事業別の部門に必要な機械の調査、設計若しくは監理
電気電子	事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
建築関係建設コンサルタント業務	建築に関する工事の設計若しくは監理並びに建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言
建築一般	建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理（建築物の設計又は建築工事の監理を含む。）
意匠	建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計
構造	建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計
暖冷房	建築工事に係る暖冷房空調設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
衛生	建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
電気	建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理
建築積算	建築工事に関する積算
機械設備積算	建築工事に係る機械設備に関する積算
電気設備積算	建築工事に係る電気設備に関する積算
調査	上記以外の建築工事に関する調査
補償関係コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務
土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等
土地評価	①土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定 ②残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定
物件	①木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定 ②木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定

機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定
営業・特殊補償	①営業補償に関する調査及び補償金算定 ②漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定
事業損失	事業損失(事業施工中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等)に関する調査及び費用負担の算定
補償関連	①意向調査(事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。)、生活再建調査(公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。)その他これらに関する調査 ②補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整 ③事業認定申請図書(起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料及び協議の完了に伴う本申請図書等)の作成

別表第2（第40条関係）

業 務	算 式
地質調査業務	$A = (a + b \times 9 / 10 + c \times 8 / 10 + d \times 4.5 / 10)$
測量業務	$A = (a + b + d \times 4.5 / 10)$
土木関係建設コンサルタント業務	$A = (a + b + c \times 9 / 10 + d \times 4.5 / 10)$
建築関係建設コンサルタント業務	$A = (a + b + c \times 6 / 10 + d \times 6 / 10)$
補償関係コンサルタント業務	$A = (a + b + c \times 9 / 10 + d \times 4.5 / 10)$

備考

- 1 土木関係建設コンサルタント業務のうち、設計金額の算定の基礎として技術経費の額及び諸経費の額を用いるものの算式については、この表の土木関係建設コンサルタント業務の項の右欄の規定にかかわらず、「 $A = (a + b + c \times 6 / 10 + d \times 6 / 10)$ 」とする。
- 2 この表において、Aは、当該業務に係る調査基準価格基準額を表す。
- 3 この表において、a、b、c及びdは、次に掲げる業務に係る設計金額の算定の基礎となった額を表すものとする。（別表第3において同じ。）。

業 務	a	b	c	d
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額	諸経費の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の額
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額	諸経費の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の額

別表第3（第40条の2関係）

(1) 設計金額1,500万円未満の業務

業 務	算 式
地質調査業務	$B = (a + b \times 9 / 10 + c \times 8 / 10 + d \times 4.5 / 10)$
測量業務	$B = (a + b + c \times 4.5 / 10)$
土木関係建設コンサルタント業務	$B = (a + b + c \times 9 / 10 + d \times 4.5 / 10)$
建築関係建設コンサルタント業務	$B = (a + b + c \times 6 / 10 + d \times 6 / 10)$
補償関係コンサルタント業務	$B = (a + b + c \times 9 / 10 + d \times 4.5 / 10)$

備考

- 1 土木関係建設コンサルタント業務のうち、設計金額の算定の基礎として技術経費の額及び諸経費の額を用いるものの算式については、この表の土木関係コンサルタント業務の項の右欄の規定にかかわらず、「 $B = (a + b + c \times 6 / 10 + d \times 6 / 10)$ 」とする。
- 2 この表において、Bは、当該業務に係る最低制限価格基準額を表す。

(2) 設計金額1,500万円以上2,500万円未満の業務

業 務	算 式
地質調査業務	$B1 = a \times a1 + b \times b2 + c \times c3 + d \times d1$
測量業務	$B1 = a \times a1 + b \times b1 + d \times d1$
土木関係建設コンサルタント業務	$B1 = a \times a1 + b \times b1 + c \times c2 + d \times d3$
建築関係建設コンサルタント業務	$B1 = a \times a1 + b \times b1 + c \times c1 + d \times d2$
補償関係コンサルタント業務	$B1 = a \times a1 + b \times b1 + c \times c2 + d \times d3$
(係数)	
$a1 = 1.00 - 1 / 3 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$b1 = 1.00 - 1 / 3 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$b2 = 0.90 - 7 / 30 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$c1 = 0.60 + 1 / 15 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$c2 = 0.90 - 7 / 30 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$c3 = 0.80 - 2 / 15 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$d1 = 0.45 + 13 / 60 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$d2 = 0.60 + 1 / 15 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	
$d3 = 0.45 + 13 / 60 (K - 15,000,000) / 10,000,000$	

備考

- 1 土木関係建設コンサルタント業務のうち、設計金額の算定の基礎として技術経費の額及び諸経費の額を用いるものの算式については、この表の土木関係建設コンサルタント業務の項の右欄の規定にかかわらず、「 $B1 = a \times a1 + b \times b1 + c \times c1 + d \times d2$ 」とする。
- 2 この表において、B1は当該業務に係る最低制限価格基準額を、Kは当該業務に係る設計金額を表す。
- 3 係数a1からd3は、その数値に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り捨てて算定するものとする。

(3) 設計金額2,500万円以上の業務

業 務	算 式
地質調査業務	$B2 = (a + b + c + d) \times 2 / 3$
測量業務	$B2 = (a + b + d) \times 2 / 3$
土木関係建設コンサルタント業務	$B2 = (a + b + c + d) \times 2 / 3$
建築関係建設コンサルタント業務	$B2 = (a + b + c + d) \times 2 / 3$
補償関係コンサルタント業務	$B2 = (a + b + c + d) \times 2 / 3$

備考

この表において、B2は当該業務に係る最低制限価格基準額を表す。